

民間施設緑化助成金申請事前調査票

【事前調査事項】

緑化工事予定の所在地	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ <input type="checkbox"/> 上記住所と異なる (台東区)
緑化工事予定の建築物及び接道部について、本助成を受けたことが	<input type="checkbox"/> ある (年 月頃) <small>※本助成を受けてから10年を経過していない建築物は対象外です。</small> <input type="checkbox"/> ない
緑化工事予定の建築物及び接道部について、国・都を含む、緑地・緑化に関する助成・補助を受けたことが	<input type="checkbox"/> ない <small>※受けたことがある場合は対象外です。</small>
台東区みどりの条例の適用を受ける緑化面積等が	<input type="checkbox"/> ある <small>※該当面積等は対象外です。</small> <input type="checkbox"/> ない
建築基準法及び消防法(昭和23年法律第186号)に規定する避難経路の妨げにならない箇所、落下防止対策のため足掛かりにならない箇所、集合住宅の管理規約等において設置が禁止されていない箇所等に設置する必要があります。	<input type="checkbox"/> 左記の内容を確認しました。
緑化工事の予定	年 月 ~ 年 月

※工事完了報告書は、助成交付決定の通知を受けた日から3ヶ月以内に提出する必要があります。ただし、年度末にかかる場合は、申請年度中に工事完了報告書を提出するとともに、区が行う完了検査（現場確認）を受ける必要があります。

下記の内容を確認しました。

年 月 日

住 所

氏 名

(※)

電話番号

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

【本助成制度における各定義は下記のとおりです】

- ①ベランダとは 建築物の外壁から張り出して設けられた屋根付きの屋外スペースをいう。
- ②バルコニーとは 建築物の外壁から張り出して設けられた手すり付きの屋根のない屋外スペースをいう。
- ③緑化区画とは 植栽基盤としての植え込み地をいう（既成プランター（ベランダ以外にあっては1基当たりの植栽面積が0.3平方メートル以上のもの、ベランダにあっては、1基当たりの幅が30センチメートル以上のもの）及び1基当たりの幅が25センチメートル以上のハンギングバスケット（ベランダに限る。))で形成されたものを含む。）
- ④接道部とは 道路に接する部分から奥行き4メートル以内の部分（道路から塀又はフェンスにより見通しが妨げられない箇所に限る。）をいう。
- ⑤屋上緑化とは 建築物の屋上又はバルコニー（以下「屋上等」という。）の全部又は一部に緑化区画を

設け、樹木（中・低木）、地被類、多年草等を植栽することをいう。

⑥壁面緑化とは 建築物の壁面にネット等の補助資材を設置し、つる性植物等を這わせ、又は屋上等からつる性植物等を下垂させ、壁面を覆うことをいう（壁面に固定された藤棚等の日除棚設置による緑化を含む。）。

⑦地先緑化とは 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路に面した接道部（ただし宅地内に限る。）に緑化区画を設け、樹木、地被類、多年草等を植栽することをいう。

⑧ベランダ緑化とは 建築物のベランダ（建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）に規定する避難経路の妨げにならない箇所、落下防止対策のため足掛かりにならない箇所、管理規約等において設置が禁止されていない箇所等に限る。）に緑化区画を設け、樹木（中・低木）、地被類、多年草等を植栽することをいう。

【助成対象施設】

①屋上緑化 敷地面積300平方メートル未満の新築・増改築建築物又は敷地面積1,000平方メートル未満の既存建築物

②壁面緑化 敷地面積300平方メートル未満の新築・増改築建築物又は敷地面積1,000平方メートル未満の既存建築物

③地先緑化 敷地面積300平方メートル未満の新築・増改築建築物又は敷地面積1,000平方メートル未満の既存建築物の接道部

④ベランダ緑化 敷地面積300平方メートル未満の新築・増改築建築物又は敷地面積1,000平方メートル未満の既存建築物

【助成対象面積】

①屋上緑化 1平方メートル以上の緑化区画

②壁面緑化 1平方メートル以上の緑化区画

③地先緑化 奥行が20センチメートル以上、かつ、延長が1メートル以上の緑化区画。ただし、緑化区画の一部が接道部にあり、かつ、道路から緑化区画全体の確認が可能な場合は奥行きを延長部とみなすことができる。

④ベランダ緑化 0.25平方メートル以上の緑化区画

※緑化面積等の算定に当たっては、複数にまたがる緑化区画がある場合にはその緑化面積等を合算する。

※緑化面積等の算定に当たっては、小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。

【次のいずれかに該当する建築物は助成対象外です】

①国、地方公共団体又はこれらが出資する団体が所有する建築物または建築物の接道部

②都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為に係る建築物または建築物の接道部

③自らの所有に属さない建築物に緑化工事の施工をする場合で、当該施工について建築物所有者等の承諾を得られていない建築物または建築物の接道部

④本助成を受けてから10年を経過していない建築物または建築物の接道部

⑤他の制度で緑地部分について助成金又は補助金を受けている建築物または建築物の接道部

【次の要件を満たさない場合は助成対象外です】

①個人にあつては住民税、法人にあつては事業税を滞納していないこと

②個人にあつては「我が家のCO2ダイエット宣言」、法人にあつては「我が社のCO2ダイエット宣言」をしていること（宣言をまだしていない場合、申請時に提出可）

【本助成を受けた場合、下記の管理に努めていただきます】

①緑化区画等を常に良好な状態で管理し、区内の緑被率の向上並びに地球温暖化及びヒートアイランド防止対策に努めること。

②地先緑化については、歩行者、自転車等の通行の安全確保のため、支柱設置、定期的な剪定等の植栽管理にも努めること。

【本助成を受けた場合、下記の内容を遵守してください】

区が必要に応じて行う緑化区画等の維持管理状況の調査に協力すること。